

防災行政無線

放送内容が電話で確認できます。

自動応答電話 ☎286-0888



防災ワンポイントアドバイス

避難情報にも種類があります

避難情報の名称

避難準備・高齢者等避難開始

- ・避難に時間を要する人(ご高齢の人、障害のある人、乳幼児など)とその支援者は避難を開始しましょう。
- ・その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難勧告

- ・速やかに避難場所へ避難をしましょう。
- ・外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅

内より安全な場所に避難をしましょう。

避難指示(緊急)

- ・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。
- ・外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

※災害時、防災行政無線、まじきメール、テレビ、ラジオ等を使用して発信します。

閩危機管理課危機管理係 ☎286・3210

地域安全 ニュース

電話を切り、確認を

警察官をかたる不審な電話に注意!

県内で、警察官をかたるオレオレ詐欺の前兆と思われる不審な電話がかかっています。

内容は、「事件捜査の段階で、あなたのキャッシュカードや通帳が出てきました」などというものです。

県内では、このような電話を発端に、振り込め詐欺の被害が過去

に発生しています。

今後、同様の電話があった場合は、相手の質問に応じて**個人情報**を話さずに、「こちらから連絡します」と言って、警察署名、警察官の係名、名前を聞いて一旦電話を切り、当該警察署の代表電話に電話をかけて確認しましょう。

閩御船地区防犯協会連合会 御船警察署 ☎282・1110

かしこい消費者

20歳を過ぎた若者に多い

消費者トラブル

全国消費生活センターに寄せられる相談をみると、20歳過ぎの若者20歳〜22歳の相談件数は、18〜19歳の未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。

サイドビジネスやマルチ取引、エステに関する相談が上位になるという特徴がみられます。親権者の同意を得ずに未成年者が行った契約は原則として取り消すことができませんが、成人になるとこのような保護はありません。さらに社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な事業者もいます。

【相談事例】

事例1・もつかる話があると友人に言われ、喫茶店でA氏に会った。A氏から「仮想通貨でもつかる。そのために100万円必要だが、1人勧誘すれば40万円入る。3人誘えば元が取れる」と勧められた。

事例2・インターネットで瘦身エステのモニター募集の広告を見て店舗に向いたところ、15回で約20万円のコースを勧められた。母親に相談しようとしたが、今日中に契約すれば安い。20歳だから自分で決めればよい」などと言われ、契約してしまった。3回通った後で解約を申し出たが、施術代とフリーム代などで13万円を請求された。

【トラブルの特徴】

未成年者取消権の保護がなくなる20歳になった途端に勧誘を受けたり、SNSで知り合った人から勧誘を受けたりすることにより、高額な契約をしてしまうことが少なくありません。

また、高額な契約をするに当たって「月々の支払額は少ない」とクレジット契約の利用を勧められたり、消費者金融等で借金をして支払うように言われた事例もあります。

閩上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係) ☎286・3210